

奈良県営水道企業管理規程第一号

水道局
各課
出先機関

奈良県水道局職員就業規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第五号）の一部を次のように改正し、令和四年十月一日から施行する。

令和四年九月三十日

奈良県知事 荒井正吾

第十二条の三第四項中「育児休業条例」を「職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月奈良県条例第二十九号。以下「育児休業条例」という。）」に改める。

第十四条を削る。

第十四条の二第一項中「ときは」の下に「、育児休業条例第三条第七号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き」を、「一月」の下に「（当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合は、二週間）」を加え、同条第二項中「育児休業」の下に「と、「できる。」とあるのは「できる。ただし、任期を定めて採用された職員が育児休業条例第三条第七号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。」を加え、同条を第十四条とする。

第十五条を次のように改める。
（育児休業の期間の延長の請求手続）

第十五条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業条例第三条第七号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の一月（当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内に行っている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）の期間を延長しようとする場合は、二週間）前までに、総務事務システム（管理者が定める職員にあつては、育児休業承認請求書（第三号様式））により行うものとする。

2 第十三条第五項の規定は、前項に規定する期間の延長の請求について準用する。この場合において、「所属長」とあるのは「管理者」と、「介護休暇」とあるのは「前項に規定する期間の延長」と読み替えるものとする。

第十六条の三を第十六条の四とし、第十六条の二第一項中「第四号様式の二」を「第四号様式の三」に改め、同条を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。
(再度の育児短期間勤務をする場合の養育計画の申出)

第十六条の二 育児短時間勤務の請求の際育児短時間勤務により子を養育するための計画については、総務事務システム(管理者が定める職員にあつては、育児短時間勤務計画書(第四号様式の二))により管理者に申し出るものとする。

第十七条第一項中「職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月奈良県条例第二十九号。以下この条において「育児休業条例」という。)」を「育児休業条例」に改める。
別表第二第二十三号中「出産後八週間」を「出産の日以後一年」に改める。
第二号様式の三を削る。

第三号様式中「第14条の2関係」を「第14条、第15条関係」に

- | |
|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 育児 |
| <input type="checkbox"/> 再度 (再度の) |

休業の承認 育児休業の期間の延長

の育児休業の承認 再度の育児休業の期間の延長

育児休業又は再度の育児休業の期間の延長が必要な事情を記入)

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 育児 |
| <input type="checkbox"/> 同一 児休業 ものに |
| <input type="checkbox"/> 育児 |
| <input type="checkbox"/> 育児 (同一の 休業法第 にに限る。 |

休業の承認 (次に掲げる育児休業の承認を除く。)

の子に係る3回目以後の育児休業の承認 (既に2回の育児休業(育
法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得した場合の

「――」

限る。)

休業の期間の最初の延長
休業の期間の再度の延長

子に係る3回目以後の育児休業の承認(既に2回の育児休業(育児
2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得した場合のもの
)又は育児休業の期間の再度の延長の承認が必要な事情を記入)

ひ

4 既
を

| | | |
|---------------|---------|---------|
| に育児休業 した期間 | 年 月 日から | 年 月 日まで |
| | 年 月 日から | 年 月 日まで |

| | | | |
|-------------|-------------------|---------|-----|
| 「 お 」 | 4 既に育児休業 をした期間 | 年 月 日から | 年 月 |
| | | 年 月 日から | 年 月 |
| | | 年 月 日から | 年 月 |
| | | 年 月 日から | 年 月 |

日まで

日まで

日まで

日まで

に改め、同様式の(注)①中「育児休業」を「職員の

育児休業に関する条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業
「ひびぬ、ひびぬ」(注)中④や⑤や⑥「ひびぬ」(注)中「(当該請求に係る子の出生の日
から57日間の期間内に、職員(当該期間内に産後休暇(別表第2第12号に規定する
休暇のうち、出産の日の翌日以後の期間に係る休暇をいう。))により勤務しなかった職
員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)」や⑧
ら、ひびぬ」(注)中③や④や⑤「ひびぬ」(注)中の次に次のように加える。

- ③ 職員の育児休業に関する条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休
業をしようとする場合は、所属、職・氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に
育児休業をした期間」欄のみを記入すること。

第四号様式の二中「第16条の2関係」や「第16条の3関係」にひびぬ、ひびぬを第
四号様式の三とし、第四号様式の次に次の一様式を加える。

第4号様式の2（第16条の2関係）

育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書

| | | | | | | |
|--|--|---------|--|---------|---|----|
| (任 命 権 者) | | 提出年月日 | | 年 | 月 | 日 |
| _____ 殿 | | | | | | |
| 所 属 _____ | | | | | | |
| 職・氏名 _____ | | | | | | |
| <p>再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり提出します。</p> <p>なお、下記の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。</p> | | | | | | |
| 1 請 求 に 係 る 子 | | | | | | |
| 子 の 氏 名 | | 生年月日 | | 年 | 月 | 日生 |
| 2 請 求 者 の 計 画 | | | | | | |
| 請 求 期 間 | | 年 月 日から | | 年 月 日まで | | |
| 再度の請求予定期間 | | 年 月 日から | | 年 月 日まで | | |
| 3 備 考 | | | | | | |

- (注) ① 育児短期間勤務計画書は、育児短期間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出するものとする。
- ② 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。
- ③ 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- ④ 変更の届出の場合は、1及び2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入する。